

## 令和 7 年度 第 1 回石岡市運賃協議会について

### 1 概要

石岡市が運行を委託している通学バスの一部については、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条（一般旅客自動車運送事業）の許可を受けて運行しており、この路線に変更があった場合には、同法第 9 条第 4 項の規定により協議会（石岡市運賃協議会）にて協議を行う必要がある。このたび、東小学校の通学バス路線に軽微な変更があることから、当該路線の運賃について協議を行うもの。

なお、路線の変更が、工事によるものであるため、規定に則り運賃協議会を開催するが、運賃については別紙資料の通り、現行と変更なしとする。

### 2 変更時期

令和 7 年 10 月 1 日から

### 3 変更内容

「東大橋地区道路改良工事」に伴い、迂回路の使用と、迂回路上に東大橋バス停を移動するもの。

### 4 パブリックコメント

運賃の見直しにあたっては、道路運送法第 9 条第 5 項により、住民・利用者その他利害関係者の意見を反映するため、ホームページにおいて、パブリックコメントを実施した。

意見募集期間は令和 年 月 日から 月 日までに行いましたが、応募人数・意見数ともに 人。

## 石岡市教育バスの運賃の見直しについて（変更なし）

## 1 事業名称

石岡市教育バス運行事業

## 2 運賃の見直し日

令和 7 年 10 月 1 日から

## 3 事業の内容

石岡市教育バスの運行

- ① 石岡市教育バスの運行エリアは石岡市全域及びあらかじめ決められた路線とする。ただし、対象の児童・生徒の乗車のみを可能とする。

・石岡市全域及びあらかじめ決められた路線の他、学校行事等での活用においては市域外への乗り入れも行う。

- ② 石岡市教育バス運行の種類は児童・生徒輸送と学校行事等とし、児童・生徒輸送については、石岡市が定める小学校及び中学校の指定された児童・生徒とする。

・児童輸送を行う小学校は次の 3 校とする。

石岡市立石岡小学校，石岡市立東小学校

石岡市立柿岡小学校

・生徒輸送を行う中学校は次の 2 校とする。

石岡市立八郷中学校，石岡市立石岡中学校

- ③ 石岡市教育バスの運賃について

・事前に教育委員会に届出を提出し、承認を得ている児童・生徒を対象とする場合

児童・生徒が登下校ともに利用する場合                      1 人につき 月額 2,000 円

児童・生徒が登下校のどちらかを利用する場合              1 人につき 月額 1,000 円

児童・生徒が登下校のどちらか 1 回利用する場合  
1 人につき 1 乗車あたり 100 円

- ④ 石岡市教育バスの定期券及び乗車券は次のとおりとし、運行主体が発行及び運賃収受をする。

・児童生徒定期券 往復 月額 2,000 円券

片道月額 1,000 円券

・児童生徒乗車券                      100 円券

【運行に関すること】

